

2026年6月号

(2026年6月18日発行)

大阪:〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail:info@senshu-sr.com

HP:<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

社会保険の被扶養者認定における「年収の壁」については、最低賃金の状況を踏まえて 106 万円の壁が 2026 年 10 月に撤廃予定など、見直しや調整が続いております。さて今回は、130 万円の壁の社会保険の被扶養者認定における年間収入の取扱いについて紹介いたします。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆社会保険の被扶養者認定における年間収入の取扱い

社会保険の被扶養者認定における年間収入 130 万円に含まれていた時間外労働に対する賃金等の「臨時収入」について、2026 年 4 月からは含まずに被扶養者の判定ができるようになりました。今後は、従来の「実績」ではなく、「労働契約書」の内容をもとに被扶養者の認定を行うこととなります。

	従来	2026年4月～	備考
被扶養者認定基準	実績をもとに認定	労働契約書をもとに認定	
認定基準に含まれるもの	基本給	基本給	
	諸手当	諸手当	通勤手当や固定残業手当など
	賞与	賞与	
	臨時収入	—	時間外労働手当や大入りなど
具体例	時間外労働等の残業により年収130万円を超えると被扶養者になれない	時間外労働等の残業により年収130万円を超えても、 労働契約書の内容で年収130万円を超えていなければ被扶養者になれる	

- ・今回の取扱いの対象者: 給与収入のみの方(年金収入や事業収入等の他の収入が無い方)。
- ・臨時収入: 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等で、当該臨時収入が社会通念上妥当な範囲であること。

厚生労働省: 労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc9348&dataType=1&pageNo=1>

厚生労働省: 労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係る Q&A について

<<https://www.mhlw.go.jp/content/001678029.pdf>>